

東弁27人第487号

2016年3月30日

学校法人 東京女子大学

理事長 氏 家 純 一 殿

東京弁護士会

会 長 伊 藤 茂 昭

### 人権救済申立事件について（警告）

当会は、別紙申立人目録記載の申立人らからの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴法人に対し、下記のとおり警告いたします。

#### 記

##### 第一 警告の趣旨

貴法人が平成21年6月22日付で申立人らに申し渡した懲戒処分（譴責）は、懲戒処分を受けるような申立人らの行為の存在が認められず、かつ申立人らに対する弁明の機会が与えられていなかったことから無効であり、申立人らの名誉を著しく侵害するものであるから、直ちに申立人らに対する上記懲戒処分（譴責）を撤回するよう警告する。

##### 第二 警告の理由

貴法人は、申立人らに対し、申立人らにおいて貴法人が立入禁止を定め公示してある旧体育館に平成21年5月26日に許可なく学生と共に立ち入ったとして、平成21年6月18日付でそれぞれ「譴責」の懲戒処分を下した。

しかし、旧体育館は平成21年5月25日以降も出入り口の施錠がなされておらず、引越の作業が行われる等事実上出入りが許されている状態であったこと、平成21年5月26日当時、旧体育館に入館するについて何らの具体的危険も存在していなかったこと、イベントの参加者が旧体育館に出向くきっかけを作ったのは、参加者の一部学生による呼びかけからで

あつて、申立人らは関与しておらず、旧体育館への入館を指導した事実もないことからすると、申立人らが、危険な旧体育館への学生の入館を主導したといった懲戒処分を受けるような行為をしたとは認められない。

また、懲戒手続において、申立人らに弁明の機会が与えられていなかったことも考え合わせると、貴法人による申立人らに対する本件懲戒処分は、一見して明白に違法無効であり、申立人らの名誉を著しく侵害するものである。

### 第三 結論

以上より、申立人らに対する貴法人の懲戒処分は、申立人の名誉を著しく侵害するものであるから、その処分を撤回すべきであり、仮にこれを撤回せずに放置するとなれば、貴法人は、申立人らの人権を侵害し続けることになり、このようなことは決して許されるべきものではない。

よつて、警告の趣旨記載のとおり警告する。

別紙

申立人目録

申	立	人	A
申	立	人	B
申	立	人	C
申	立	人	D
申	立	人	E
申	立	人	F
申	立	人	G

以上